

平成24年第1回上富田町議会臨時会会議録

開会期日 平成24年5月16日午前9時00分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(11名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	奥田誠
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	沖田公子	8番	榎本敏
9番	木本眞次	11番	吉田盛彦
12番	井澗治		

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	梅本昭二三
会計管理者	和田精之	総務政策課長	山本敏章
総務政策課 企画員	植本亮	総務政策課 企画員	森岡真輝
総務政策課 企画員	水口和洋	総務政策課 企画員	山本剛士
住民生活課長	藪内博文	住民生活課 企画員	原宗男
住民生活課 企画員	坂本巖	税務課長	笠松眞年
税務課企画員	平田敏隆	税務課企画員	橋本秀行

産業建設課長	植本敏雄	産業建設課員 企画員	菅谷雄二
産業建設課員 企画員	三栖啓功	上下水道課長	福田睦巳
上下水道課員 企画員	川口孝志	上下水道課員 企画員	谷本芳朋
教育委員会 総務課長	家高英宏	教育委員会 生涯学習課長	山崎一光

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 1号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 報告第 2号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 報告第 3号 上富田町診療所条例
- 日程第 6 報告第 4号 平成23年度上富田町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 7 報告第 5号 平成23年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 8 報告第 6号 平成23年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正  
予算(第3号)
- 日程第 9 報告第 7号 平成23年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算  
(第3号)
- 日程第10 報告第 8号 平成23年度上富田町特別会計介護保険補正予算  
(第4号)
- 日程第11 報告第 9号 平成23年度上富田町特別会計介護保険繰越明許費繰越  
計算書
- 日程第12 報告第10号 平成23年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算  
(第4号)
- 日程第13 報告第11号 平成23年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業  
補正予算(第3号)
- 日程第14 報告第12号 平成23年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業  
補正予算(第4号)
- 日程第15 報告第13号 平成23年度上富田町特別会計奨学事業補正予算  
(第1号)

- 日程第 1 6 報告第 1 4 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正  
予算（第 3 号）
- 日程第 1 7 報告第 1 5 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正  
予算（第 3 号）
- 日程第 1 8 議案第 3 7 号 上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 1 辞職第 1 号 上富田町議会議長の辞職許可について
- 追加日程第 2 選挙第 1 号 上富田町議会議長の選挙について
- 追加日程第 3 選挙第 2 号 上富田町議会副議長の選挙について
- 日程第 1 9 選任第 1 号 上富田町議会常任委員会委員の選任について
- 日程第 2 0 選任第 2 号 上富田町議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 2 1 選任第 3 号 上富田町議会特別委員会委員の選任について
- 日程第 2 2 選任第 4 号 上富田町議会特別委員会委員の選任について
- 日程第 2 3 選挙第 3 号 富田川衛生施設組合議会議員の選挙について
- 日程第 2 4 選挙第 4 号 富田川治水組合議会議員の選挙について
- 日程第 2 5 選挙第 5 号 上大中清掃施設組合議会議員の選挙について
- 日程第 2 6 選挙第 6 号 公立紀南病院組合議会議員の選挙について
- 日程第 2 7 選挙第 7 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に  
ついて
- 日程第 2 8 推薦第 1 号 上富田町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 2 9 選出第 1 号 上富田町体育協会理事の選出について
- 日程第 3 0 議案第 3 8 号 監査委員の選任について
- 追加日程第 4 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

開 会 午前9時00分

議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

平成24年第1回臨時会を開会するにあたりまして、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第1回上富田町議会臨時会を開会します。

暫時休憩をします。

---

休憩 午前9時01分

---

（臨時会の進め方を事務局より説明）

再開 午前9時02分

---

議長（奥田 誠）

再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（奥田 誠）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において2番、木村政子君、3番、三浦耕一君を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（奥田 誠）

日程第2 会期の決定の件についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間と決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間に決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

おはようございます。本日、ここに平成 24 年第 1 回上富田町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことにお忙しい中、ご参集を賜りまして厚くお礼を申し上げます。また、平素は、町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

さて、本臨時会に上程いたします諸議案は、報告事項として、条例の一部改正が 2 件、条例の制定が 1 件、平成 23 年度上富田町一般会計、特別会計補正予算が合わせて 10 件、繰越明許費繰越計算書が 2 件、また、議案として、条例の一部改正が 1 件と人事案件が 1 件ございます。

それでは、諸議案につきましてご説明をいたします。

報告第 1 号、上富田町税条例の一部を改正する条例から報告第 15 号、平成 23 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 3 号）までの 15 件につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同法第 179 条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

報告第 1 号は、上富田町税条例の一部を改正する条例であります。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成 24 年 4 月 1 日から施行されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものであります。

改正の概要は、固定資産税におきまして平成 24 年度評価替えに伴う土地に係る税負担の調整等であり、平成 24 年 3 月 30 日付で専決処分を行っております。

報告第 2 号は、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

報告第 1 号と同じく、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成 24 年 4 月 1 日から施行されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものであります。

改正の概要は、国民健康保険税における東日本大震災に係る譲渡期限の延長の特例を定めたものでありまして、平成 24 年 3 月 30 日付で専決処分を行っております。

報告第 3 号は、上富田町診療所条例であります。

本町における医療の普及及び町民の健康増進を図るため、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づきまして、上富田町診療所の設置及び管理に関する必要な事項を条

例で制定するものであり、平成24年4月10日付で専決処分を行っております。

次に、報告第4号は、平成23年度上富田町一般会計補正予算（第6号）であります。

今回の補正は、各事業の精査及び平成23年度の実質収支を見込んだ最終予算であり、既定額から2億738万9,000円を減額し、予算総額を62億3,088万8,000円と定め、3月30日付で専決処分を行っております。

なお、一部繰越明許費となりますが、基金からの繰入金の減額とともに、若干の繰越金が見込まれる決算となることを報告いたします。これは、大変厳しい財政状況の中、昨年9月の台風12号と15号の大雨による災害関連経費の膨大な負担にもかかわらず、議員各位のご理解とご協力のもと、税収の確保や行財政改革に職員が一丸となって取り組んだ成果が、昨年度に引き続き顕著にあらわれたものと評価しているところでございます。

報告第5号は、平成23年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書であります。

消防団簡易無線機導入事業、上富田中学校整備事業、公共土木施設災害復旧事業、農林水産施設災害復旧事業につきまして年度内に事業が完成しなかったため、平成24年度へ4億9,242万3,000円を繰り越しています。

次に、報告第6号から報告第15号までは、平成23年度の各特別会計の補正予算及び介護保険に係る繰越明許費繰越計算書であります。

一般会計と同様に各事業費の精査及び平成23年度の実質収支を見込んだ最終予算であり、3月30日付で専決処分を行っております。

議案第37号は、上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例（案）についてであります。

この条例につきましては、町営住宅の建て替えに伴う名称・所在地等の変更につきまして条例の一部を改正するものであります。

議案第38号は、監査委員の選任についてであります。

現委員の井上秀男氏が平成24年6月9日付で、また、吉田盛彦委員が本日付で任期満了となることから、後任の選任人事について同意をお願いするものであります。

以上が本臨時会に上程いたします諸議案の概要であります。詳細につきましては、担当課長並びに企画員より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、4月1日付で人事異動を発令しています。本臨時会より説明員として出席していますので、副町長より異動発令をした課長及び企画員を紹介させます。よろしくお願いをいたします。

議長（奥田 誠）

副町長、平見君。説明員の紹介を許可します。

副町長（平見信次）

おはようございます。

それでは私から、4月1日付で人事異動の発令をしました課長並びに企画員の紹介をいたします。

会計管理者の和田精之です。会計課長を兼務しております。

総務政策課企画員、行政グループ長の森岡真輝です。

同じく総務政策課企画員、財政情報システムグループ長の水口和洋です。

住民生活課企画員、生活グループ長の原 宗男です。

同じく住民生活課企画員の坂本 巖です。

上下水道課企画員、業務グループ長の谷本芳朋です。

続いて、向かって右側の職員を紹介いたします。

教育委員会総務課長の家高英宏です。

税務課長の笠松真年です。

税務課企画員、収納グループ長の橋本秀行です。

産業建設課長の植本敏雄です。

上下水道課長の福田睦巳です。

以上でございます。今後ともご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

### 日程第3 報告第1号～日程第18 議案第37号

議長（奥田 誠）

この際、日程第3 報告第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例の件から日程第18 議案第37号、上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件まで16件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

なお、提案理由の説明につきましては簡潔にお願いします。

税務課長、笠松君。

税務課長（笠松真年）

おはようございます。

私からは、報告第1号及び第2号について説明させていただきます。

それでは、報告第1号について説明させていただきます。

報告第1号、専決処分承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の

規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

平成24年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成24年3月30日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部改正。

上富田町税条例の一部を次のように改正する。

本条例の一部改正につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されたことに伴い、平成24年3月30日付で専決処分を行いましたので、報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明します。

多くの条文が改正されていますので、参考資料の新旧対照表にて説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

第36条の2は、年金所得者の申告手続の簡素化の観点から、寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする改正でございます。

次の8ページをお願いいたします。

第54条の第7項は、法令等の改正による条文番号の変更となっております。

次の附則第10条の2は、下水道除害施設に係る課税標準の特例割合を条例で3分の2と定めたものでございます。これは、法律の定める範囲内で地方団体が税の特例措置の内容を条例に定めることができる仕組み、地域決定型地方税特例措置、通称わがまち特例が導入されたことによる改正となっております。

次の9ページの附則第10条の3第7項から10ページの附則第11条第1項第6号までは、法令等の改正による条文番号の変更となっております。

次の附則第11条の2は、引き続き土地価格の下落修正特例措置を講じることができる改正となっております。

次に、11ページの附則第12条から17ページの附則第15条までは、土地に係る

固定資産税の税負担の調整措置です。平成24年度評価替えに伴い、土地に係る負担調整措置につきましては引き続き実施するものでございます。

次の17ページの附則第21条の2は、図書館、博物館、幼稚園を設置する一般社団・財団法人に係る固定資産税を非課税とする特例を定めております。

次に、19ページをお願いいたします。

19ページから20ページの附則第22条の2は、東日本大震災の被災者の負担の軽減を図るため、被災により滅失もしくは損壊したため居住の用に供されなくなった敷地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る町民税の減額並びに延長等の特例を定めております。

次の附則第23条は、法令等の改正による条文番号と文言等の変更となっております。

なお、条例附則につきましては施行日及び経過措置について定めていますので、よろしくをお願いいたします。

以上、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第2号について説明させていただきます。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

平成24年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成24年3月30日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

本条例の一部改正につきましても、報告第1号と同じく、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されたことに伴い、平成24年3月30日付で専決処分を行いましたので、報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明させていただきます。

附則に次の1項を加える。

この16項につきましては、東日本大震災の被災者の負担の軽減を図るため、被災により滅失もしくは損壊したため居住の用に供されなくなった敷地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る国民健康保険税の減額並びに延長等の特例を定めたものでございます。

なお、条例附則につきましては施行日について定めております。

以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

おはようございます。

私の方からは報告第3号についてご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第13号、上富田町診療所条例。

平成24年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第13号、上富田町診療所条例。

上富田町診療所条例を別紙のように制定する。

平成24年4月10日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

この設置条例につきましては、旧オキ外科医院跡を上富田町市ノ瀬診療所として開設して地域医療を確保するものでございます。

上富田町診療所条例、内容につきましては、第1条では地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、上富田町診療所の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条では、設置目的として医療法人、第31条に規定する診療所を設置するものでございます。

第3条では名称及び位置として、上富田町市ノ瀬2504番地の8、市ノ瀬診療所と定めてございます。

第4条では、業務内容について、1．健康診断及び健康相談、2．療養の指導及び相談、3．診察、4．薬剤の投与または治療材料の支給、5．処置、手術及びその他の治療を行うことを定めてございます。

第5条では、診療所を利用する者からの使用料及び手数料を定めてございます。使用料では、健康保険法及び高齢者の医療に関する法律の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の額と定め、手数料では証明書手数料に関する事項を定めてございます。

それと、診療報酬の額につきましては、両法律の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬として、保険医療機関にかかわる療養に要する費用の額は、診療にあたっては第1、医科診療報酬点数により算出するもので、1点の点価を10円として、別に定める点数を乗じて算出するものと定めてございます。

それから次のページの6ページ、7ページにつきましては、使用料等の徴収猶予、それから委任等を定めてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、水口君。

総務政策課企画員（水口和洋）

よろしくお願いいたします。私の方からは報告第4号、第5号につきましてご説明いたします。

報告第4号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第3号、平成23年度上富田町一般会計補正予算（第6号）。

平成24年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第3号、平成23年度上富田町一般会計補正予算（第6号）。

平成23年度上富田町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億738万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億3,088万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の廃止・変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成24年3月30日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきましては、2款、地方譲与税では既定額に、今回、73万2,000円を追加し、6,673万2,000円と定めております。

3款、利子割交付金は、既定額から77万5,000円を減額、4款、配当割交付金は、既定額に119万4,000円を追加、5款、株式等譲渡所得割交付金は、既定額から12万7,000円を減額、6款、地方消費税交付金は、既定額に469万5,000円を追加、7款、ゴルフ場利用税交付金は、既定額から1,099万2,000円を減額、8款、自動車取得税交付金は、既定額から445万7,000円を減額、9款、地方特例交付金は、既定額から2,875万9,000円を減額、10款、地方交付税は、既定額に1億159万9,000円を追加、11款、交通安全対策特別交付金は、既定額から38万円を減額、12款、分担金及び負担金は、既定額から52万6,000円を減額、13款、使用料及び手数料は、既定額に316万9,000円を追加、14款、国庫支出金は、既定額から2,661万9,000円を減額、15款、県支出金は、既定額から2,269万7,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

16款、財産収入は、既定額から705万6,000円を減額、17款、寄附金は、既定額に347万7,000円を追加、18款、繰入金は、既定額から1億8,441万5,000円を減額、20款、諸収入は、既定額に1,284万8,000円を追加、21款、地方債は、既定額から4,830万円を減額。

歳入合計では、既定額から、今回、2億738万9,000円を減額し、62億3,088万8,000円と定めております。

次の5ページをお願いいたします。

次に、歳出につきましては、1款、議会費では、既定額から216万7,000円を減額し、9,633万9,000円と定めております。

2款、総務費は、既定額から2,702万7,000円を減額、3款、民生費は、既定額から7,139万2,000円を減額、4款、衛生費は、既定額から3,386万円を減額、5款、農林水産業費は既定額から2,096万1,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

6款、商工費は既定額から110万8,000円を減額、7款、土木費は既定額に8

65万円を追加、8款、消防費は既定額から503万7,000円を減額、9款、教育費は既定額から1,785万7,000円を減額、10款、災害復旧費は既定額から2,392万9,000円を減額、11款、公債費は既定額から1,270万1,000円を減額。

歳出合計では、既定額から、今回、2億738万9,000円を減額し、62億3,088万8,000円と定めております。

次の8ページをお願いいたします。

年度内に事業が完成しなかったため、平成24年度へ繰り越しを予定しています「第2表 繰越明許費」です。

8款、消防費の消防団簡易無線機導入事業で391万3,000円、9款、教育費の上富田中学校整備事業で、屋内運動場耐震化改修管理委託料及び工事請負費で9,470万円、10款、災害復旧費の1項、公共土木施設災害復旧費、単独災害復旧事業で4,102万4,000円、現年発生公共土木施設災害復旧事業で2億3,667万5,000円、2項、農林水産施設災害復旧費、単独災害復旧事業で408万6,000円、現年発生農地災害復旧事業で324万5,000円、現年発生農業用施設災害復旧事業で4,288万円、現年発生林業施設災害復旧事業で6,590万円。

以上8事業で、合計で4億9,242万3,000円となっております。

「第3表 地方債補正」です。

まず廃止では、災害援護資金で限度額350万円は、該当がなかったことから廃止としております。

地方道路等整備事業で限度額220万円は、事業費の減額により起債予定額が少額となったことから廃止としております。

次のページをお願いいたします。

変更では、地域住宅交付金事業につきましては、限度額を4,850万円減額し、限度額を1億850万円に、統合保育所建設事業につきましては、限度額を170万円減額し、1億6,280万円に、公共土木施設災害復旧事業につきましては、限度額に530万円を追加し、1億1,480万円に、農林水産施設災害復旧事業につきましては、限度額に230万円を追加し、1,140万円としてございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算の事項別明細書。

1、総括につきましては、今回の補正は各事業費の精査及び今年度の実質収支を見込んだ最終補正となっております。

このページから13ページまでの明細につきましては、お目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして歳出の方から説明させていただきますので、27ページをお願いいたします。

歳出につきまして、1款、議会費では、各経費の精査により既定額より216万7,000円を減額し、9,633万9,000円と定めております。

主なものとしましては、委託料で、定例会等議事録作成業務委託料53万4,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

2款、総務費の一般管理費では、経費の精査により1,120万9,000円の減額をしてございます。

主なものとしまして、次のページの工事請負費で、役場庁舎等改修工事請負費ほかで686万1,000円を減額してございます。

次の30ページをお願いいたします。

財産管理費では、経費の精査により1,093万1,000円を減額してございます。

主なものとしまして、共同汚水及び共同作業場の改修工事請負費857万6,000円を減額してございます。

交通安全対策費では、経費の精査により117万円の減額をしてございます。

企画費では、65万5,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業費では254万8,000円の追加で、さわやか上富田まちづくり基金積立金に335万7,000円を追加してございます。

人権推進費では4万7,000円を減額、男女共同参画社会推進費では6万3,000円を減額、地籍調査費では経費の精査により15万1,000円を減額してございます。

次の34ページをお願いいたします。

総合計画策定費では1万9,000円の減額、ふるさと雇用再生特別基金事業費では78万円の減額、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費では、道路環境整備事業ほか7事業で、事業費の精査により51万3,000円を減額してございます。

住民生活に光をそそぐ交付金事業では52万8,000円を減額、賦課徴収費では各経費の精査により160万6,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

戸籍住民基本台帳費では精査により104万1,000円を減額、選挙管理委員会費では15万7,000円を減額、県議会議員選挙費では経費の精査により55万6,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

統計調査総務費では2,000円の減額、指定統計調査費では9万8,000円の減額、監査委員費では4万9,000円の減額です。

3款、民生費の社会福祉総務費では1,086万2,000円の減額で、繰出金で特別会計介護保険繰出金1,045万円を減額してございます。

老人福祉費では、経費の精査によりまして360万4,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

障害福祉費では、委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費等の精査によりまして601万3,000円を減額してございます。

次の42ページをお願いいたします。

社会・児童福祉医療費では1,335万5,000円の減額で、主なものとしましては、繰出金で特別会計国民健康保険への繰出金964万8,000円、後期高齢者医療への繰出金45万8,000円を減額してございます。

大谷総合センター運営費では、経費の精査により80万4,000円を減額してございます。

児童福祉総務費では431万4,000円の減額で、主なものとしまして次のページをお願いいたします。子ども手当のシステム改修業務委託料ほかで、委託料を459万5,000円減額してございます。

保育所運営費では、経費の精査により1,413万5,000円を減額してございます。

保育所建設事業費では216万円を減額、児童措置費では、子ども手当430万5,000円を減額してございます。

災害救助費では1,184万円の減額です。

次のページをお願いいたします。

4款、衛生費の保健衛生総務費では572万2,000円の減額で、主なものとしましては妊産婦の健診委託料ほか委託料で366万6,000円を減額してございます。

予防費では1,644万6,000円の減額で、主なものとしまして、委託料で胃検診委託料ほか1,251万7,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

環境衛生費では196万2,000円を減額、清掃総務費では経費の精査により973万円を減額してございます。

次の51ページをお願いいたします。

5 款、農林水産業費の農業委員会費では109万2,000円を減額、農業総務費では498万5,000円の減額で、主なものとしましては次のページをお願いいたします。

繰出金で、特別会計農業集落排水事業繰出金387万1,000円を減額してございます。

農業振興費では、経費の精査により265万9,000円を減額してございます。

畜産振興費では8,000円を減額、小規模土地改良事業では426万7,000円を減額してございます。

林業総務費では、経費の精査により795万円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

6 款、商工費の商工総務費では、精査により110万8,000円を減額してございます。

7 款、土木費の土木総務費では15万4,000円を減額、道路橋梁総務費では97万6,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

道路橋梁維持費では20万円を減額、高速道路推進費では精査により10万8,000円を追加、社会資本整備総合交付金事業では202万5,000円の減額で、主なものとしましては、橋梁長寿命化点検業務の委託料132万5,000円を減額してございます。

河川総務費では精査により7万2,000円を追加、河川改良費では306万円の減額で、維持補修工事請負費を減額してございます。

都市計画費では2,396万8,000円の追加で、主なものとしましては、繰出金で特別会計公共下水道事業繰出金2,371万8,000円を追加してございます。

住宅管理費では精査により170万7,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

公営住宅建設事業費では1,079万円の減額で、主なものとしまして、工事請負費で栗ヶ谷住宅の工事請負費800万円を減額してございます。

8 款、消防費の常備消防費では580万3,000円を減額、非常備消防費では94万6,000円の追加で、主なものとしましては、報償費で消防団員退職報償金ほか358万9,000円を追加してございます。

水防費では、精査により18万円を減額してございます。

次の60ページをお願いいたします。

9 款、教育費の教育委員会費では経費の精査により41万7,000円を減額、事務

局費につきましても精査により36万5,000円を減額、学校管理費では精査により325万8,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

教育振興費では39万6,000円を減額、3項の中学校費の学校管理費では経費の精査により155万1,000円を減額、教育振興費では89万円を減額。

次のページをお願いいたします。

社会教育総務費では94万8,000円を減額、生涯学習事業費では30万円を減額、公民館運営費では69万5,000円を減額、人権教育推進費では22万3,000円を減額、青少年対策費では18万円を減額。

次のページをお願いいたします。

児童館運営費では74万9,000円を減額、放課後児童対策費では36万円を減額、図書館運営費では29万8,000円を減額しております。

次のページをお願いいたします。

文化会館運営費では経費の精査により161万5,000円を減額、保健体育総務費では136万5,000円を減額、体育施設管理費では精査により424万7,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

10款、災害復旧費の単独災害復旧事業では321万9,000円を追加、現年発生公共土木施設災害復旧事業では2,401万9,000円を減額、公共土木施設災害復旧事業費では2億7,769万9,000円を平成24年度へ繰り越すこととしてございます。

2項の農林水産施設災害復旧費の単独災害復旧事業では78万5,000円を追加、現年発生農地災害復旧事業では297万9,000円を減額、現年発生農業用施設災害復旧事業では93万5,000円を減額、現年発生林業施設災害復旧事業では補正額はございませんが、財源内訳の変更を行ってございます。

農林水産施設災害復旧事業では、1億1,611万1,000円を平成24年度へ繰り越すこととしてございます。

次のページをお願いいたします。

11款、公債費の利子では、1,270万1,000円を減額してございます。

次の73ページ、74ページは、今回の補正に係る給与費明細書です。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入を説明させていただきます。

14ページをお願いいたします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源でございます。

2款、地方譲与税の地方揮発油譲与税では56万1,000円を追加、自動車重量譲与税では17万1,000円を追加、3款、利子割交付金では77万5,000円を減額、4款、配当割交付金では119万4,000円を追加、5款、株式等譲渡所得割交付金では12万7,000円を減額、6款、地方消費税交付金では469万5,000円を追加、7款、ゴルフ場利用交付金では1,099万2,000円を減額、8款、自動車取得税交付金では445万7,000円を減額、9款、地方特例交付金の児童手当及び子ども手当地方特例交付金では1,771万3,000円を減額、減収補てん特例交付金では1,104万6,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

10款、地方交付税では1億159万9,000円の追加で、普通交付税が16億470万8,000円、特別交付税は2億5,689万1,000円と確定してございます。

11款、交通安全対策特別交付金では38万円を減額、12款、分担金及び負担金の民生費負担金では76万1,000円の減額で、保育所運営費負担金の減額でございます。

農林水産業費負担金では122万1,000円を減額、災害復旧費負担金では145万6,000円を追加、13款、使用料及び手数料の1項、使用料では、合計で489万1,000円の追加で、主なものとしましては、住宅使用料326万3,000円、スポーツセンターの使用料300万円を追加してございます。

2項、手数料では、次のページをお願いいたします。

合計で172万2,000円の減額で、主なものとしましては、清掃手数料141万1,000円の減額でございます。

14款、国庫支出金の民生費国庫負担金では、子ども手当の負担金で299万2,000円を減額してございます。

2項、国庫補助金では、各事業の精査により合計で2,743万7,000円を減額してございます。

3項、委託金では、合計で、次のページをお願いいたします。381万円を追加してございます。

15款、県支出金の1項、県負担金では合計で109万3,000円を追加してございます。

2項、補助金では、合計で、次の22ページをお願いいたします。2,311万2,000円の減額を行っております。これは、事業費の精査により減額となっております。

3項、委託金の総務費委託金では67万8,000円を減額してございます。

16款、財産収入の利子割配当金では12万4,000円を追加、財産売払収入の不動産売払収入では718万円を減額、17款、寄附金では合計で347万7,000円を追加、18款、繰入金の財政調整基金繰入金では1億8,235万6,000円を減額、上富田町共同作業場基金繰入金につきましても155万1,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

さわやか上富田まちづくり基金繰入金では49万3,000円の減額、小集落改良住宅基金繰入金では50万円を追加、事業所等立地促進基金繰入金では9万1,000円の減額、住民生活に光をそそぐ基金繰入金では42万4,000円の減額、合計で1億8,441万5,000円の減額としてございます。

20款、諸収入では、雑入の消防団員退職報償金360万7,000円ほかによりまして、合計で1,284万8,000円を追加してございます。

21款、町債では、次のページをお願いいたします。各事業の精査によりまして、合計で4,830万円を減額してございます。

以上が3月30日付をもって専決しました内訳となっております。何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第5号について説明させていただきます。

報告第5号、平成23年度一般会計繰越明許費繰越計算書。

8款、消防費では、消防団簡易無線機導入事業で繰り越し額391万3,000円、9款、教育費では、上富田中学校整備事業で9,470万円、10款、災害復旧費では、1項、公共土木施設災害復旧費の単独災害復旧事業で4,102万4,000円、現年発生公共土木施設災害復旧事業で2億3,667万5,000円、2項、農林水産施設災害復旧費の単独災害復旧事業で408万6,000円、現年発生農地災害復旧事業で324万5,000円、現年発生農業用施設災害復旧事業で4,288万円、現年発生林業施設災害復旧事業で6,590万円。

以上8事業合計で、繰り越し額が4億9,242万3,000円となっております。

財源内訳としましては、国・県支出金3億108万1,000円、地方債が1億3,410万2,000円、その他負担金としまして207万2,000円、一般財源が5,516万8,000円でございます。

平成24年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

この報告につきましては、専決第3号の第2条によりご説明しました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条の規定に基づきまして財源内訳とともに報告するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

引き続きよろしく申し上げます。

私の方からは報告第6号、7号、8号、9号についてご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

報告第6号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第4号、平成23年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）、平成24年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第4号、平成23年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）、

平成23年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億468万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,348万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月30日専決、上富田町長小出隆道。

この予算総額の対前年比では、1.14%の増となっております。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

補助金、それから交付金の確定により精査しております。

歳入からお願いします。

1款、国民健康保険税では既定額から、今回、2,252万9,000円を減額し、5億4,077万8,000円に、2款、使用料及び手数料では既定額に、今回、2万円を追加し、3万円に、3款、国庫支出金では既定額から、今回、831万9,000円を減額し、6億3,130万2,000円に、4款、療養給付費交付金では既定額に、今回、333万2,000円を追加し、8,937万1,000円に、6款、県支出金

では既定額から、今回、557万8,000円を減額し、9,777万8,000円に、7款、共同事業交付金では既定額に、今回、4,738万2,000円を追加し、2億9,239万9,000円に、8款、財産収入では既定額から、今回、1,000円全額を減額してございます。9款、繰入金では既定額から、今回、964万8,000円を減額し、1億9,935万2,000円に。

次のページをお願いします。

11款、諸収入では既定額から、今回、1億934万6,000円を減額し、844万5,000円と定めています。

歳入合計といたしまして、既定額から、今回、1億468万7,000円を減額し、20億4,348万6,000円と定めてございます。

次のページをお願いします。

続きまして、歳出でございます。

1款、総務費では既定額から、今回、116万8,000円を減額し、4,817万5,000円に、2款の保険給付費では既定額から、今回、9,008万2,000円を減額し、13億1,420万5,000円に、7款の共同事業拠出金では既定額から、今回、5,924万7,000円を減額し、2億631万1,000円に。

次のページをお願いします。

8款、保険事業費では既定額から、今回、104万8,000円を減額し、2,569万8,000円に、9款、基金積立金では既定額に、今回、4,999万9,000円を追加し、5,000万円に、10款、公債費では既定額から、今回、150万円全額を減額してございます。

11款、諸支出金では既定額から、今回、28万1,000円を減額し、3,013万9,000円に、12款、予備費では既定額から、今回、100万全額を減額してございます。

歳出合計といたしまして、既定額から、今回、1億468万7,000円を減額し、20億4,348万6,000円と定めてございます。

次のページをお願いします。

6ページ、7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いします。

飛びまして、8ページをお願いします。

8ページです。2、歳入からお願いしたいと思います。

1款、国民健康保険税でございますが、1目、一般被保険者及び2目の退職被保険者等で2,252万9,000円の減額をしております。これにつきましては、保険税率

の改定により、おおむねですけども5.5アップにより、精査の結果、減額補正をしてございます。

次のページをお願いします。

2款の使用料及び手数料でございますが、1目、督促手数料で2万円の追加をしております。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金で1,583万3,000円の減額をしております。

1目、療養給付費等負担金につきましては、国が負担する療養給付費等の約34%で精査し、1,350万3,000円の減額となっております。

2目の高額医療共同事業負担金につきましては、国が負担する療養給付費等の約25%で精査し、249万7,000円を減額してございます。

また、3目の特定健康診査等負担金は16万7,000円の増額をしております。これにつきましては、国、それから県、それぞれ3分の1となっております。

2項の国庫補助金では、1目、財政調整交付金で810万4,000円の増額をしております。

2節、特別調整交付金で1,329万円の増額をしております。これにつきましては、一定の被保険者が多いことによる財政影響力への特別調整交付金で、医療給付費の約2%を精査してございます。

4款の療養給付費交付金では、333万2,000円を増額しております。これにつきましては退職者医療分に係るものでございまして、支払基金から交付されるものでございます。

次のページをお願いします。10ページでございます。

6款、県支出金、1項、県負担金で665万2,000円の減額をしております。

1目、高額医療共同事業負担金で249万7,000円の減額、共同事業拠出金、約25%で精査してございます。

3目の県調整交付金、432万2,000円の減額をしております。これにつきましては収納特別対策などの事業の内容の見直しによるもので、普通調整交付金で約6%、それから特別調整交付金で約1%で精査してございます。

2項の県補助金では、107万4,000円の追加をしております。

7款の共同事業交付金では、4,738万2,000円を増額補正しております。

1目の共同事業交付金では4,603万2,000円を増額、これにつきましては保険者の再保険事業として、高額な医療、80万円を超える部分のものにつきましては緩和措置によるものでございます。

2目の保険財政共同安定化事業交付金では135万円を増額、これにつきましても保険者の再保険事業として、30万円以上の医療費に対する8万から80万円以下の部分に係る緩和措置でございます。

次のページをお願いします。

8款の財産収入では、1,000円全額を減額しております。

9款、繰入金の一般会計繰入金で、964万8,000円の減額をしております。主なものとしましては、出産育児一時金等で632万6,000円、それから国保システム改修で352万2,000円。なお、この国保システムの改修につきましては、翌年度、特別調整交付金で交付される見込みになってございます。

11款、諸収入、1目、一般被保険者延滞金につきましては、主に整理回収機構などで回収された延滞金で、531万7,000円を追加しております。

2項の町預金利子につきましては、それぞれ精査をしております。

次のページをお願いします。

3項の雑入、5目、雑入につきましては、1億1,772万6,000円を減額しております。これにつきましては、不確定要素の高い国庫支出金など歳入が確保されたため、減額補正するものでございます。

次のページをお願いします。13ページです。

歳出、1款、総務費、1項、総務管理費で91万2,000円の減額と、2項、徴税費で24万1,000円の減額で、それぞれ所要の経費の見直し及び精査を行っております。

次のページをお願いします。

3項の運営協議会費で1万5,000円の減額、それぞれの所要の経費の見直し及び精査を行っております。

下段の2款、保険給付費、1項、療養給付費につきましては、1目、一般被保険者療養給付費で6,789万3,000円の減額、2目、退職被保険者等療養給付費で236万2,000円の減額、3目、一般被保険者療養費で127万4,000円の減額で、それぞれ見直し、精査を行っております。

次のページをお願いします。

2款、保険給付費、2項の高額療養費につきましては、1目の被保険者で565万9,000円の減額、2目の退職被保険者等で129万5,000円の減額、それから3目、4目の各高額介護合算療養費につきましても、それぞれ見直しを行って減額してございます。

次のページをお願いします。

2 款の保険給付費、3 項の移送費で 2 万円の減額、4 項の出産育児諸費では 1,008 万円の減額、5 項の葬祭諸費では 30 万円の減額で、それぞれ見直しを行ってまいります。

次のページをお願いします。

3 款の後期高齢者支援金等、5 款の老人保健拠出金、それから 6 款の介護納付金では、それぞれ財源の見直しを行っております。

7 款の共同事業拠出金では、精査により 5,922 万 7,000 円の減額を行っております。それぞれの拠出金の精算によるものでございます。

次のページをお願いします。18 ページでございます。

8 款の保健事業費では、1 目、特定健康診査等事業費及び 2 項の保健事業費につきまして、それぞれの所要の経費の見直しと精査を行ってまいります。

次のページをお願いします。

9 款の基金積立金につきましては、4,999 万 9,000 円を増額してまいります。基金につきましては、23 年度末基金残高は 5,000 万 4,927 円になると見込んでおります。

10 款の公債費、それから 11 款の諸支出金、それから次のページの予備費につきましては、それぞれ所要の経費の精査を行っております。

次のページ、21 ページをお願いします。

21 ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第 7 号についてご説明申し上げます。

報告第 7 号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により下記のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第 5 号、平成 23 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 3 号）。

平成 24 年 5 月 16 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第 5 号、平成 23 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 3 号）。

平成 23 年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 264 万 4,000 円を減

額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,391万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月30日専決、上富田町長小出隆道。

この予算総額につきましては、対前年度比で約1.05%の伸びとなっております。次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

補助金等の確定により精査してございます。

歳入からお願いします。

1款、保険料では、既定額から、今回、146万3,000円を減額し、7,851万4,000円に、2款の繰入金では既定額から、今回、45万8,000円を減額し、1億4,158万5,000円に、4款、諸収入では既定額から、今回、72万3,000円を減額し、361万7,000円に。

歳入合計といたしまして、既定額から、今回、264万4,000円を減額し、2億2,391万円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

歳出につきましては、広域連合納付金等がそれぞれ確定し、精査しております。

1款、総務費では、既定額から、今回、76万8,000円を減額し、187万5,000円に、2款、後期高齢者医療広域連合納付金では、既定額から、今回、96万7,000円を減額し、2億1,841万8,000円に、3款の保健事業費では、既定額から、今回、72万1,000円を減額し、51万7,000円に、4款、公債費では、既定額から、今回、18万8,000円を全額減額してございます。

歳出合計といたしまして既定額から、今回、264万4,000円を減額し、2億2,391万円と定めています。

次のページをお願いします。

4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いします。

飛びまして、6ページをお願いします。

2、歳入です。

1款、保険料につきましては、既定額から146万3,000円を減額しております。

1節の現年度分徴収保険料では、特別徴収、それから普通徴収、それぞれ調整してございます。

2 款の繰入金につきましては、一般会計繰入金で 4 5 万 8 , 0 0 0 円を減額しております。事務費繰入金等の精査により、確定してございます。

4 款の諸収入につきましてはそれぞれ精査し、合計 7 2 万 3 , 0 0 0 円を減額措置してございます。

次の次の 8 ページをお願いします。

8 ページ、歳出でございます。

1 款、総務費の 1 項、総務管理費、2 項、徴収費につきまして、それぞれ所要の経費の見直し及び精査をして計上してございます。

2 款の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、負担金等の確定により精査し、計上しております。9 6 万 7 , 0 0 0 円を減額補正して、2 億 1 , 8 4 1 万 8 , 0 0 0 円と定めてございます。

次のページをお願いします。

3 款の保健事業費につきましては、人間ドック補助金 7 2 万 1 , 0 0 0 円を減額し、補正してございます。

4 款の公債費につきましては一時借入金はございませんので、全額減額としています。以上でございます。ご承認をよろしくをお願いします。

議長（奥田 誠）

暫時休憩します。

---

休憩 午前 1 0 時 3 8 分

---

再開 午前 1 0 時 3 9 分

---

議長（奥田 誠）

再開します。

1 0 時 5 5 分まで休憩します。

---

休憩 午前 1 0 時 4 0 分

---

再開 午前 1 0 時 5 5 分

---

議長（奥田 誠）

再開します。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

なお、簡潔にお願いします。

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

私の方からは、報告第8号についてご説明申し上げます。

報告第8号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第6号、平成23年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）

平成24年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第6号、平成23年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）

平成23年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,226万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億998万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成24年3月30日専決、上富田町長小出隆道。

当初予算ベースで対前年度比で約1.02%の増額となっております。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入につきまして、1款、保険料では、既定額から、今回、288万8,000円を減額、2款、使用料及び手数料では既定額から、今回、1,000円全額を減額、3款、国庫支出金では、既定額から、今回、1,301万円を減額、4款、支払基金交付金では、既定額から、今回、1,728万9,000円を減額、5款、県支出金では、既定額から、今回、668万9,000円を減額、6款、財産収入では、既定額から、今回、1万1,000円を減額、7款、繰入金では、既定額から、今回、1,225万円を減

額。

次のページをお願いします。

9款、諸収入では、既定額から、今回、12万2,000円を減額し、歳入合計といたしまして、既定額から、今回、5,226万円を減額し、11億998万4,000円と定めてございます。

次のページをお願いします。

歳出です。

それぞれ精査の数字を計上しております。

1款、総務費では、既定額から、今回、277万3,000円を減額、2款、保険給付費では、既定額から、今回、4,685万6,000円を減額、3款、公債費では、既定額から、今回、150万円全額を減額、4款、地域支援事業費では、既定額から、今回、113万8,000円を減額、5款、諸支出金では、既定額に、今回、7,000円を追加。

次のページをお願いします。

歳出合計といたしまして、既定額から、今回、5,226万円を減額し、11億998万4,000円と定めております。

次のページをお願いします。6ページでございます。

「第2表 繰越明許費」。

1款、総務費、1項、総務管理費、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業582万8,000円を翌年度へ繰り越しするものでございます。

次のページをお願いします。

なお、7ページ、8ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いします。

次のページをお願いします。9ページでございます。

2、歳入。

1款、保険料の第1号被保険者保険料で288万8,000円を減額、それぞれ精査の上、計上してございます。

3款の国庫支出金、1項の国庫負担金では857万7,000円の減額、2項の国庫補助金では443万3,000円の減額をしております。

次のページをお願いします。

4款、支払基金交付金では1,728万9,000円の減額、5款、県支出金、1項、県負担金では664万9,000円の減額、2項の県補助金では4万円を減額、6款、財産収入では1万1,000円を減額、それぞれ精査の上、計上しております。

次のページをお願いします。

7 款の繰入金、1 項、一般会計繰入金では 1,045 万円の減額、2 項の基金繰入金では 180 万円を減額、9 款の諸収入、1 項、町預金利子では 1,000 円全額の減額をしてございます。

次のページをお願いします。

2 項の雑入では 12 万 1,000 円の減額で、それぞれ精査の上、計上しております。

次のページをお願いします。

3、歳出でございます。

1 款、総務費の 1 項、総務管理費につきましては、それぞれ所要の経費の見直し及び精査をして計上しております。

なお、一番最後の 25 節の積立金、介護給付費準備基金の 3 月末の額は 1,261 万 3,067 円を見込んでございます。

次のページをお願いします。

2 項、徴収費、3 項の介護認定調査費につきましては、それぞれ所要の経費の見直しと精査をして計上してございます。

2 款の保険給付費、1 項、介護サービス等諸費で 3,245 万 1,000 円を減額しております。これにつきましては、要介護認定者に係るサービス分でございます。それぞれ所要の経費の見直しと財源の見直しをしてございます。

次のページをお願いします。15 ページです。一番下段になります。

2 項の介護予防サービス等諸費で、合計で 242 万 6,000 円を減額しております。これにつきましては、要支援者の認定に係るサービス分でございます。経費の見直しと財源の見直しをしてございます。

次のページをお願いします。

中段の 3 項、その他諸費、4 項の高額介護サービス等費も、それぞれ精査して計上してございます。

次のページをお願いします。

5 項、高額医療合算介護サービス等費で 383 万 2,000 円の減額、6 項の特定入所者介護サービス等費で 466 万 1,000 円の減額をしております。

次のページをお願いします。

3 款の公債費につきましては一時借り入れはございませんので、150 万円全額減額しております。

4 款の地域支援事業、1 項の介護予防事業費では、人件費等所要の経費等の精査により 50 万 6,000 円を減額しております。

2項の包括的支援事業・任意事業費で、合計で63万2,000円の減額をし、1目、総務管理費から、次の19ページをお願いします。5目の任意事業費まで、それぞれ経費の見直し、財源の見直しをしてございます。

最終合計で、2,597万7,000円と定めてございます。

次のページをお願いします。20ページです。

5款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金では、22年度精算後の返還金として7,000円を追加しております。

次のページをお願いします。

21ページ、22ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いします。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、報告第9号についてご説明申し上げます。

報告第9号、平成23年度上富田町特別会計介護保険繰越明許費繰越計算書。

1款、総務費、1項、総務管理費、事業名、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業。

繰り越し額、582万8,000円。

財源内訳では、国・県支出金で277万3,000円、一般財源で305万5,000円でございます。

平成24年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

この報告につきましては、専決第6号の第2条によりご説明いたしました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条に基づき、財源内訳とともに報告するものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

産業建設課長、植本君。

産業建設課長（植本敏雄）

報告第10号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第7号、平成23年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）。

平成24年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第7号、平成23年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）。

平成23年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,752万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,252万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月30日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

今回、事業費の確定によりまして精査してございます。

歳入合計では、既定額から2,752万円を減額し、6億3,252万6,000円と定めてございます。

歳出につきましても、精査してございます。

歳出合計、既定額から2,752万円を減額し、6億3,252万6,000円と定めてございます。

3ページの事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。

宅地造成事業収入、既定額から6,715万5,000円を減額し、5億1,289万円、雑入、既定額に3,658万5,000円を追加し、1億1,658万5,000円。

歳入合計では、既定額から3,057万円を減額し、6億2,947万6,000円としてございます。

分担金及び負担金、宅地造成事業負担金、既定額に305万円を追加し、305万円としてございます。これにつきましては、立平町内会館用地購入に伴います地元負担金となっております。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

宅地造成事業費、今回、精査によりまして既定額から278万1,000円を減額し、4,567万9,000円としてございます。

続きまして残土処理場事業費、既定額から1,823万9,000円を減額し、1億

926万円としてございます。これにつきましても、事業費精査による減額となっております。

6ページをお願いいたします。

公債費、利子、既定額から650万円を減額し、ゼロとしてございます。一時借入金利子の減額でございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、山本君。

総務政策課企画員（山本剛士）

私からは、報告第11号と第12号についてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

まず報告第11号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第8号、平成23年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第3号）

平成24年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第8号、平成23年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第3号）でございます。

平成23年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ921万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月30日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

まず歳入では、1款、諸収入について、既定額から5万円減額し、871万円と定めております。

歳入合計といたしましては、既定額から5万円を減額し、921万円と定めております。

歳出では、1款、公債費につきまして既定額から5万円減額し、352万4,000円と定めております。

歳出合計といたしましては既定額から5万円を減額し、921万円と定めております。

次のページ、事項別明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

4ページの方をお願いいたします。

## 2、歳入。

1款、諸収入、1項、貸付金元利収入、1目、宅地取得資金貸付金元利収入につきましては既定額から9万8,000円を減額し、866万1,000円といたしております。

2項、町預金利子、1目、町預金利子につきましては1,000円を減額いたしております。

3項、延滞金、加算金及び過料につきましては、1目、延滞金につきまして4万9,000円を追加しております。

## 3、歳出。

1款、公債費、1項、公債費、2目、利子につきましては、一時借入金を借りませんでしたので、その分の利子5万円を既定額から減額いたしまして、55万1,000円と定めております。

合計といたしましては、既定額から5万円を減額し、352万4,000円と定めております。

続きまして、報告第12号についてご説明申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。記。

専決第9号、平成23年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算(第4号)。

平成24年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第9号、平成23年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算(第4号)でございます。

平成23年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算(第4号)は、次に

定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ188万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,445万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月30日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

まず、歳入。

1款、県支出金につきましては13万円を減額いたしております。

2款、諸収入につきましては、既定額から175万2,000円を減額し、6,005万円と定めております。

歳入合計といたしましては、既定額から188万2,000円を減額し、644万5,000円と定めております。

歳出。

1款、公債費、既定額から188万2,000円を減額し、2,115万1,000円と定めております。

歳出合計といたしましては、既定額から188万2,000円を減額し、6,445万円と定めております。

次のページの事項別明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しを願います。

4ページをお願いいたします。

歳入。

1款、県支出金、1項、県補助金、1目、民生費県補助金につきましては13万円を減額いたしております。

2款、諸収入、1項、貸付金元利収入、1目、住宅新築資金貸付元利収入につきましては、既定額から181万9,000円を減額し、5,998万2,000円と定めております。

2項、町預金利子、1目、町預金利子につきましては1,000円を減額いたしております。

3項、延滞金、加算金及び過料、1目、延滞金につきましては6万8,000円を追加してございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出。

1款、公債費につきましては、償還金の元金、利子等を精査しております。

まず、1目、元金につきましては既定額から135万3,000円を減額し、1,860万円と定めております。

2目、利子につきましては既定額から52万9,000円を減額し、255万1,000円と定めております。

合計といたしましては、既定額から188万2,000円を減額し、2,115万1,000円と定めております。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

報告第13号をご説明申し上げます。

報告第13号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第10号、平成23年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）。

平成24年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第10号、平成23年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）。

平成23年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ982万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月30日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入では、1款、財産収入で、既定額から2万9,000円を減額して2万1,000円、2款、繰入金で、既定額から36万8,000円を減額して598万8,000

円、3款、繰越金で、既定額に1,000円を追加して2,000円、4款、諸収入で、既定額から14万7,000円を減額して381万4,000円。

歳入合計では、既定額から54万5,000円を減額して982万5,000円と定めております。

歳出では、1款、総務費で、既定額から54万5,000円を減額して982万5,000円。

歳出合計では、既定額から54万5,000円を減額して982万5,000円と定めております。

3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款、財産収入、利子及び配当金で、既定額から2万9,000円を減額、2款、繰入金、奨学基金繰入金で、既定額から36万8,000円を減額、3款、繰越金で、既定額に1,000円を追加、4款、諸収入、延滞金で、既定額から1,000円を減額、町預金利子で、既定額から1,000円を減額、奨学事業貸付金元利収入で、既定額から14万7,000円を減額しております。

5ページ、歳出では、1款、総務費、一般管理費で、既定額から54万5,000円を減額しております。

なお、この会計におります対象者は、貸し付けが42名、償還が20名となっております。

ご承認賜りますようどうぞよろしくをお願いいたします。

議長（奥田 誠）

上下水道課長、福田君。

上下水道課長（福田睦巳）

私の方からは報告第14号と15号についてご説明申し上げます。

報告第14号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第11号、平成23年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）、平成24年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第11号、平成23年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算(第3号)、平成23年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ405万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,019万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月30日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

歳入につきましては、今回、事業費の確定により一般会計からの繰入金387万1,000円の減額を始めとする減額補正であります。

歳入合計、既定額から405万9,000円を減額し、1億8,019万2,000円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出につきましても、事業費の精査により減額をしております。

歳出合計、既定額から、今回、405万9,000円を減額し、1億8,019万2,000円と定めています。

次の4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いします。

6ページをお願いします。

歳入です。

分担金及び負担金、農業集落排水事業負担金、今回、新規加入2基増に伴う増額で、既定額に63万9,000円を追加し、167万6,000円と定めています。

使用料及び手数料、農業集落排水使用料、既定額から82万5,000円を減額し、4,363万6,000円、繰入金、一般会計繰入金、既定額から387万1,000円を減額し、1億3,488万円、諸収入、町預金利子、既定額から1,000円を減額し、ゼロ円、雑入、既定額から1,000円を減額し、ゼロ円と定めております。

7ページをお願いします。

歳出です。

農業集落排水事業費総務費、今回、精査により既定額から39万9,000円を減額

し、516万1,000円と定めています。

施設維持管理費、既定額から353万5,000円を減額し、4,755万円としております。これにつきましては、各施設の維持管理費の精査による減額であります。

8ページをお願いします。

公債費、利子、既定額から12万5,000円を減額し、3,422万9,000円と定めています。一時借入金利子の減額です。

9ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第15号についてご説明申し上げます。

報告第15号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第12号、平成23年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第3号)。

平成24年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第12号、平成23年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第3号)。

平成23年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,212万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,251万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年3月30日専決、上富田町長小出隆道。

次の2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

歳入につきましては、事業費の確定により精査をしております。

歳入合計、既定額から7,212万7,000円を減額し、3億4,251万9,0

00円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出につきましても精査をしております。

歳出合計、既定額から、今回、7,212万7,000円を減額し、3億4,251万9,000円と定めています。

4ページをお願いします。

「第2表 地方債補正」。

地方債の変更でございまして、事業費の確定により、限度額7,850万円から2,450万円を減額し、5,400万円と定めております。

5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

7ページをお願いします。

歳入です。

分担金及び負担金、公共下水道受益者負担金、既定額に30万2,000円を追加し、2,910万2,000円と定めています。

使用料及び手数料、公共下水道使用料、既定額から336万4,000円を減額し、2,875万7,000円、財産収入、利子及び配当金、既定額に12万9,000円を追加し、13万円、繰入金、一般会計繰入金、既定額に2,371万8,000円を追加し、1億6,232万5,000円、繰入金、下水道事業基金繰入金、既定額から7,212万7,000円を減額し、6,156万9,000円。

8ページをお願いします。

諸収入、町預金利子、既定額から1,000円を減額し、ゼロ円、雑入、既定額に371万6,000円を追加し、371万7,000円、消費税の還付金等でございます。

町債、公共下水道事業債、既定額から2,450万円を減額し、5,400万円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出です。

公共下水道事業、既定額から5,995万円を減額し、2億3,020万5,000円と定めています。主なものとしましては、事業費精査による下水道管布設工事請負費4,319万円の減額であります。積立金につきましても精査し、1,260万9,000円を減額しております。

これによりまして、平成23年度末基金総額は1億9,890万2,105円となる見込みでございます。

施設維持管理費、既定額から 1,031 万 9,000 円を減額し、2,199 万 8,000 円としております。

10 ページをお願いします。

公債費、元金につきましては補正額はございませんが、財源内訳の変更であります。

利子、既定額から 185 万 8,000 円を減額し、3,834 万円と定めています。償還金利子と一時借入金の利子でございます。

11 ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

産業建設課長、植本君。

産業建設課長（植本敏雄）

議案第 37 号についてご説明申し上げます。

議案第 37 号、上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

上富田町営住宅管理条例の一部を別紙のように改正する。

平成 24 年 5 月 16 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例（案）

上富田町営住宅管理条例の一部改正。

上富田町営住宅管理条例の一部を別紙のように改正する。

第 3 条中「別記」を「別表」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

これにつきましては、栗ヶ谷住宅の耐震化、水洗化に伴いまして木造 2 階建て 2 棟 6 戸と木造平屋建て 1 棟 3 戸を建築し、新たに生馬橋住宅として移転するものでございます。これに伴いまして、町営住宅の名称を始めとし、位置の変更等についてすべての住宅を見直し、改正するものでございます。このことにつきましては、次のページに参考資料としまして新旧対照表を添付してございますので、お目通しをお願いいたします。

なお、附則において、この条例は平成 24 年 6 月 1 日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

---

日程第3 報告第1号

日程第3 報告第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

この税条例の改正というのは非常にわかりにくいものなので、これ、それぞれ改定したところで町民とのかかわりについて、1つ、もし例を挙げられることができれば挙げてご説明願いたいと思います。

議長（奥田 誠）

税務課長、笠松君。

税務課長（笠松眞年）

何ぶんたくさんありますけども、新旧対照表の7ページをちょっと見ていただけますか。これにつきましては、寡婦控除の申告が不要になることの改正になっています。これで、年金の申告があるのですけども、200人程度、これによって申告が要らなくなるという恩恵があらうかと思われま。

あと、一番大きなのは、先ほどから説明しています24年度の評価替え、これが一番の改正の内容となっております。これについては、引き続き24年度も負担調整のことを引き続きやるということになっております。

以上が、大体主なものになっております。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

#### 日程第4 報告第2号

議長(奥田 誠)

日程第4 報告第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井澗君。

12番(井澗 治)

この条例の改正につきましては、上富田町民は直接関係ないと理解してよろしいですか。

議長(奥田 誠)

税務課長、笠松君。

税務課長(笠松眞年)

井澗議員おっしゃるとおり、直接関係はございません。

議長(奥田 誠)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

#### 日程第5 報告第3号

議長(奥田 誠)

日程第5 報告第3号、上富田町診療所条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井濶君。

12番(井濶 治)

診療所の設置の問題につきましては、議員懇談会で多々いろいろとお話があったのですけれども、改めてここで、この診療所をつくられるので確認をしておきたいと思えます。

まず第1問は、オキ外科との間で協定、そういうものが文書とかであるのかどうかということが1つです。

それからオキ外科から、この診療所の発足にあたっては負の財産というものをあるのか、ないのか、引き継いでいるのか。その協定書の中でどうなっているのかということです。

それから、議員懇談会の診療所の問題の説明の中で、診療行為の実績について非常にわかりにくいという話がありました。しかしその後、そのことがどうなっているのか。

つまり、ある程度わかってきたのか。全然わからずに、分析もできないままに出発するのかという問題です。

そういうことがわかった上で、今後、この診療所が発足するということにつきましては、私は町の発展のためには、健康のためにもいいことだと思うのですが、診療所の経営についてのそういう資料がないのであれば、発展、経営についての試算、見直し、そういうものについてどういう展望を持っているかということだけお聞きしておきたいと思います。

議長（奥田 誠）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

オキ外科との協定のことでございますけど、協定はありません。これはもう以前にも説明しましたように、オキ外科さんの方から建物とか医療器具について市ノ瀬財産区の方が購入したという、こういう経緯でございます。

今の件に関しましては、市ノ瀬の財産区と状況を説明して、それが町が借り入れるというような格好の要するに話し合いをされた中で、今後、させていただくということでご了解をお願いしたいと思っております。

負の財産ですけど、直接的な負の財産はありません。ただ、ご存じのように建物が古いという関係から、例えばでありますけど、空調施設が今後順調に動くのか、暖房施設が順調に動くのか、給湯とかそういうことはある。このことにつきましては、懇談会で言いましたように若干そういう修復が出てくるのではなからうかという、こういう説明をさせていただいてあると思うのです。

先般も、2階部分の給湯器が故障していたという関係上、修理させていただいたというようなことが出てきますので、できましたら6月議会にそういうものを、役場側としては今のわかっている部分だけでも予算措置をさせていただきたいと思っております。

次に、オキ外科の診療の内容でございますけど、看護師さんからいろんなことは聞いております。ただ、このことにつきましては、今後、南和歌山医療センターに多分なると思うのですけど、ここの方が自分のところの方針を持って診療行為をされるということなので、あまり参考にすることではなしに、南和歌山医療センターの方で方針を立てさせていただいて診療するというような格好でひとつお願いしたいです。

ただ、その中で一番大事なのは、やはり経営が順調に行くか、行かんか。このことにつきましては、オキ外科さんが会計事務所へそういうものを委託された資料がありますので、そのことを参考にこの実態も我々把握した中でしておりますけど、ただ、以前も説明させてもらったように、患者さんの数がいつの時点でオキ外科さんと同じような時

点へ戻るかというのは予測できません。このことにつきましては以前もお話しさせていただきましたように、要ったお金と、そして入ってくるお金については、若干ここ何年間は不安定な部分はあるということでご理解をいただけるようお願いしたいと思っておりますので、その点はよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑ありませんか。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

もうちょっとお伺いしておきたいのは、懇談会の中でリース代の1,500万ということについて話し合いをしているという話がありましたけども、これはどうなっていますか。このリース代の1,500万というのは、新しく診療所をつくる当町がこれを持たなんんものなのか、それとも、それは向こうが持たなきゃならないものなのか、そこらはどういう話になっていますか。

議長（奥田 誠）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

リース物件につきましては、大きく言いましたらCTとレントゲンとかソフト関係がございます。この実態につきましては、隠岐先生の遺族の方とも話して、その分については一応継続的に役場がするよう。リース会社の方へ言ったのは、今のところ診療行為が止まっているので、できたらその期間中は延期してほしいという、こういう申し出をしております。そこはまだ結論は出ていないです。

そのことについて、営業が始まったら南和歌山医療センターの方へ、できたら引き続いてそのものを使用してほしいという、こういう申し出をしています。これは、まだ数的な部分があるということでご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第3号、上富田町診療所条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

#### 日程第6 報告第4号

議長(奥田 誠)

日程第6 報告第4号、平成23年度上富田町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

まず、歳出27ページから74ページまで一括でお願いします。

質疑はありませんか。

12番、井潤君。

12番(井潤 治)

1つは、この決算、これは決算に近い数字であるというふうに思います。そこで聞いておきたいのは、地方交付税について、普通交付税、特別交付税、それぞれ別々に、要するに平成23年と平成12年との比較でどうなるかという問題を明らかにしてほしいと思います。

それから国庫負担金、補助金の削減、カットの問題がありますので、これも明らかにしていただきたい。

それから、消費税をどれだけ払っているかという問題。

それからもう1つは、繰越明許費が非常に多いということなのですね。それが一般財源を含めてかなりのものであるので、これがその23年度から24年度へ引き継ぐわけ

ですが、進捗状況、これがどうなっているのか。果たして、その総額が7億数千万ですか、これが24年度で消化できてしまうことになるのかどうかということも確認のためにお聞きしておきたいと思います。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、水口君。

総務政策課企画員（水口和洋）

12番、井澗議員さんにお答えします。

交付税の影響額ですが、23年度6号補正で、普通交付税の平成23年度と平成12年度の比較です。3億7,422万9,000円の減額となります。

特別交付税では、平成23年度と12年度の比較では6,634万8,000円の減額となります。

三位一体の改革における影響額につきましては、本6号補正後、児童措置費ほかで7,558万6,000円の影響額になると思われま

す。続きまして、消費税につきましては理論上で9,300万8,000円となる計算上の見込みです。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（奥田 誠）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

次の繰越明許費でなっていると思うのですが、職員に言ったのは、予算をもらえるものはもろておけ、で、繰り越しさせてもいいよと。上富田中学校も本来であったら24年度で事業をやったらいいのですが、やはり国の方から前年度のが余ってきたという調整がありましたのでいただきました。

災害復旧も同じことです。災害復旧も3月31日に、もともとから業者の仕事の量から言ったら取れない。取ることによって繰り越しが出てくるのですが、事故繰り越しがならないようであったら繰り越さずということにしていますので、その点をご理解いただけるように、できましたらお願いします。

職員と調整しているのは、これらの事業につきましては24年度中にこれは完成します。

以上です。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

次に、歳入14ページから26ページ、一括でお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

それでは、全体でございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

報告第4号、専決第3号、平成23年度上富田町一般会計補正予算（第6号）に反対いたします。

理由は、まず三位一体の改革を含めて、三位一体の改革で国庫負担、補助金等で約7,600万、それから地方交付税、普通交付税を入れて、普通交付税、特別交付税で約4億2,3,000万、これだけ削られている会計であります。そのことが非常にこの会計に大きな影響を与えております。

また、消費税につきましても9,300万ということで大きな額になっております。

さらに、こういう中であっても、この会計を使って、そして他の会計、特別会計の赤字部分、あるいは公共料金の値上げをしなければならない部分についての補てんというのですか、そういうものが適正にされていないというように私は思いますので、反対をいたします。

議長（奥田 誠）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第4号、平成23年度上富田町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（奥田 誠）

起立多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

---

#### 日程第7 報告第5号

議長（奥田 誠）

日程第7 報告第5号、平成23年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

繰り越し額につきましては完了するというお話がありました。それは結構だと思っておりますけど、改めて件数だけちょっとお聞きしておきたいと思うのです。公共土木施設災害復旧事業、それから2項の農林水産施設災害復旧費の、その何事業ぐらいあるのかという件数だけお願いします。

議長（奥田 誠）

産業建設課長、植本君。

産業建設課長（植本敏雄）

12番、井澗議員さんにお答えいたします。

まず、災害復旧事業費でございます。単独災害復旧事業費4,124万円に対しては、18件でございます。現年発生公共土木施設災害復旧事業費2億3,667万5,000円につきましては、33件でございます。

続きまして、農林水産施設災害復旧費でございます。単独災害復旧事業費につきましては、408万6,000円につきましては8件、現年発生農地災害復旧事業につきましては、324万5,000円につきましては4件、現年発生の農業用施設災害復旧事業につきましては、4,288万円については12件でございます。

それから林道施設災害復旧事業の6,590万円につきましては、8件となっております。

以上でございます。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第5号、平成23年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

#### 日程第8 報告第6号

議長（奥田 誠）

日程第8 報告第6号、平成23年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

歳入歳出一括でお願いします。

12番、井澗君。

12番（井潤 治）

まず1つは、この国民健康保険事業補正予算というのは、もう恐らく決算に近いものだというふうに思います。国庫負担の削られた金額について、いつもの質問ですけれども、明らかにしていただきたいと思います。それを戸数と世帯で割り算をしていただきまして、その金額を出していただきたいと思います。

議長（奥田 誠）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

12番、井潤議員さんにお答えします。

療養給付費国庫負担金でございますが、平成23年度療養給付費、療養費で町負担分としては11億3,753万9,252円でございます。これに伴いまして23年度の療養給付費国庫負担金は3億3,262万5,269円で、負担割合は29.24%となっております。これに伴いまして昭和56年度の療養給付費国庫負担金の削減に伴いまして、負担金では5億6,550万347円で、差額が2億3,287万5,078円となっております。これを世帯当たりで按分しますと、1世帯当たり8万1,539円、それから1人当りに換算しますと4万4,197円となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

報告第6号、専決第4号、平成23年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）に反対いたします。

国民健康保険につきましては、非常に当町につきましては努力をされておるという点につきましては評価しておきたいというふうに思います。しかしながら、負担金の国庫負担が削減された結果、大変な影響が出てきておると。例えば、今、町当局が答弁されましたように、削られたマイナスの予算というのは1世帯では8万1,539円、1人

に対しては4万4,197円ですか、負担をできる額だということになります。

これは、もしこのお金が入ってきておれば、かなりこの国民健康保険会計というものがもっと生きてくるのではないかというように私は思います。ぜひこれはそうしてもらわなければいけないのですけども。

同時に、県に任されているところの調整交付金が非常に私は、どういうふうに行っているかということにつきましてはよく理解はしていないのですけれども、これもまた非常に大変な問題があるのではないかというようなことを含めまして反対いたします。

議長（奥田 誠）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第6号、平成23年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

議長（奥田 誠）

起立多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

午後1時30分まで休憩します。

---

休憩 午前11時56分

---

再開 午後 1時30分

---

議長（奥田 誠）

再開します。

---

日程第9 報告第7号

議長（奥田 誠）

日程第9 報告第7号、平成23年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

報告第7号、専決第5号、平成23年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）に反対いたします。

老人、75歳以上の人に対してわざわざ保険料を取って医療をするというような制度をつくったことにそもそも私どもは反対であります。しかも、これは当然廃止すべきものであるけれども、まだ存続しております。しかも、これは広域化されていて、ここで幾ら何を言ってもそこに通じないという、そういう性格のものであります。

以上をもって反対いたします。

議長（奥田 誠）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第7号、平成23年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(奥田 誠)

起立多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

---

日程第10 報告第8号

議長(奥田 誠)

日程第10 報告第8号、平成23年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第4号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

一括でお願いします。

12番、井濶君。

12番(井濶 治)

委員会が違うので、ひとつ聞いておきたいと思うのです。

まず、2ページの国庫支出金で1,300万減額されております。国庫負担金と補助金の減額の問題があるわけですが、これについて説明を願いたいと思います。

次に、4ページの保険給付費ですね。介護サービス等諸費というのが約3,200万減額されております。これについて説明を願います。

議長(奥田 誠)

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長(藪内博文)

12番、井濶議員さんにお答えします。

まず、介護サービス等費の3,245万1,000円の減額につきましては、各施設サービス、これにつきまして約3,537万8,000円、それから居宅介護福祉用具等で46万6,000円の減額、それから居宅介護住宅改修費で46件を見込みまして232万6,000円の減額、それから居宅介護サービス計画給付費、これはケアプランでございますが、180万円の減額でございます。そして、地域密着型サービス給付費等でございます。これにつきましては、パル白浜、それからカルフル・ド・ルポというようなグループホームによる減額で145万4,000円になってございまして、合計3,245万1,000円の減額というようになってございます。

それから国庫負担につきましては、現年度分として857万7,000円減額してございます。これにつきましては、施設費が大体15%の見込み、それから、その他のサ

ービス分で20%ということで857万7,000円を減額してございます。

もう1点、国庫補助金につきましては、調整交付金で約7.2%を見込んでおりまして435万2,000円の減額と、あと、介護予防事業交付金19万4,000円プラスと包括支援事業・任意事業、これにつきましては補助率で40%で、マイナスの27万5,000円ということで443万3,000円を減額してございます。

以上でございます。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第8号、平成23年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

#### 日程第11 報告第9号

議長（奥田 誠）

日程第11 報告第9号、平成23年度上富田町特別会計介護保険繰越明許費繰越計算書の専決処分の承認を求める件について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第9号、平成23年度上富田町特別会計介護保険繰越明許費繰越計算書の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

## 日程第12 報告第10号

議長(奥田 誠)

日程第12 報告第10号、平成23年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第4号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第10号、平成23年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第4号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

#### 日程第13 報告第11号

議長(奥田 誠)

日程第13 報告第11号、平成23年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第11号、平成23年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

#### 日程第14 報告第12号

議長(奥田 誠)

日程第14 報告第12号、平成23年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算(第4号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第12号、平成23年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予

算（第4号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

日程第15 報告第13号

議長（奥田 誠）

日程第15 報告第13号、平成23年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第13号、平成23年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

日程第 1 6 報告第 1 4 号

議長（奥田 誠）

日程第 1 6 報告第 1 4 号、平成 2 3 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第 1 4 号、平成 2 3 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

日程第 1 7 報告第 1 5 号

議長（奥田 誠）

日程第 1 7 報告第 1 5 号、平成 2 3 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算

(第3号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第15号、平成23年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

#### 日程第18 議案第37号

議長(奥田 誠)

日程第18 議案第37号、上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第37号、上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

皆さんにご報告いたします。

上富田町議会の申し合わせにより、議長の任期2年が参りました。私、議長から辞職願を提出させていただきますので、暫時休憩をさせていただきます。再開後は副議長と交代いたしますので、よろしく申し上げます。

暫時休憩します。

---

休憩 午後 1時47分

---

再開 午後 1時52分

---

副議長(大石哲雄)

再開いたします。

ただいま奥田議長から、議長の辞職願が提出されました。

地方自治法第106条の規定によりまして、まことに不慣れでございますが、議長の職を務めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

奥田議長さんの仮議席をご報告いたします。

仮議席といたしまして、13番議席といたします。

お諮りします。

上富田町議会議長の辞職許可についての件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、上富田町議会議長の辞職許可についての件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決しました。

---

#### 追加日程第1 辞職第1号

副議長(大石哲雄)

追加日程第1 辞職第1号、上富田町議会議長の辞職許可についての件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、奥田 誠君の退席を求めます。

(4番 奥田 誠君 退席)

副議長(大石哲雄)

事務局より辞職願を朗読させます。

事務局長。

議会事務局長(平田隆文)

朗読いたします。

辞職第1号、平成24年5月16日、上富田町議会副議長大石哲雄殿。

上富田町議会議長奥田 誠。

辞職願。

このたび、議会の申し合わせにより議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上です。

副議長(大石哲雄)

お諮りします。

ただいま事務局より朗読しましたとおり、奥田 誠君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、奥田 誠君の議長の辞職を許可することに決しました。

（４番 奥田 誠君 着席）

ただいま、奥田 誠君の議長の辞職は許可されましたので、ご報告いたします。

奥田 誠君よりごあいさつをお願いします。

議長（奥田 誠）

辞職にあたりまして、ひとことごあいさつを申し上げます。

私は平成２２年５月１７日の臨時会におきまして、歴史と伝統ある上富田町議会第２４代議長に就任をさせていただき、はや２年となります。この２年間に振り返ってみますと、私にとりましてこの上ない貴重な経験をさせていただきました。

この間、先輩議員さん、同僚議員さん、小出町長さんを始め、町当局の皆様の温かいご理解とご協力を賜りましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

おかげをもちまして、議長の職責を果たすことができました。今後は一議員として町政発展のために誠心誠意頑張ってまいりますので、変わらぬご指導とご鞭撻をお願い申し上げますとともに、皆様方に心から感謝とお礼を申し上げまして、簡単ですが辞任のあいさつとします。２年間、本当にありがとうございました。

副議長（大石哲雄）

奥田議長さんには、就任以来、２年にわたり誠心誠意、町政進展のため、また議会運営に努められました。本当に心からお礼を申し上げます。ご苦労さまでした。

ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。

上富田町議会議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第２として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、上富田町議会議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第２として直ちに選挙を行うことに決しました。

---

#### 追加日程第２ 選挙第１号

副議長（大石哲雄）

追加日程第２ 選挙第１号、上富田町議会議長の選挙を行います。

この際、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(大石哲雄)

暫時休憩します。

---

休憩 午後 1時58分

---

再開 午後 2時07分

---

副議長(大石哲雄)

再開します。

事務局より、上富田町議会議長の選挙についてを朗読させます。

事務局長。

議会事務局長(平田隆文)

朗読いたします。

選挙第1号、上富田町議会議長の選挙について、地方自治法第103条第1項の規定により、上富田町議会議長の選挙を行う。

平成24年5月16日、上富田町議会。

以上です。

副議長(大石哲雄)

選挙の方法は、指名推選と単記無記名投票がございます。いかがいたしますか。

(「投票」と呼ぶ者あり)

副議長(大石哲雄)

単記無記名投票でご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

議長選挙は、単記無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

副議長(大石哲雄)

ただいまの出席議員は11名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

副議長(大石哲雄)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(大石哲雄)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

副議長(大石哲雄)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名投票であります。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(議会事務局長点呼、投票)

副議長(大石哲雄)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(大石哲雄)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、山本明生君と3番、三浦耕一君を指名いたします。

開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

副議長(大石哲雄)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、大石哲雄君10票、井潤治君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3票です。したがって、私、大石哲雄が上富田町議会議員に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

( 議場閉鎖 )

議長 ( 大石哲雄 )

ただいま、私、大石哲雄が新議長に当選させていただきました。

お時間を少し拝借いたしまして、まず、副議長辞職にあたりましてひとことお礼のごあいさつを申し上げます。

おかげさまをもちまして、2年間、副議長という重責を無事務めさせていただきました。これもひとえに議長を始め皆様方のご指導、ご協力の賜物と心よりお礼を申し上げます。

今後、ますますの皆様方のご活躍とご健康、また上富田町のますますの発展を祈念し、簡単ながらごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

お許しをいただきまして、ひとことごあいさつを申し上げます。

ただいま、議員各位のご推挙を賜り、議長に就任いたしました。責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いであります。町民の負託にこたえるべく、そして上富田町発展のため、山積した課題に真摯に向き合い、開かれた議会運営に全力を傾注していく所存であります。

どうぞ今後とも議員の皆様方並びに町長を始め町執行部の皆様方の温かいご支援並びにご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、議席の一部変更を行います。

議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更します。

暫時休憩します。

---

休憩 午後 2時18分

---

再開 午後 2時20分

---

議長 ( 大石哲雄 )

再開します。

議席の変更につきましては、畑山 豊君を5番に、奥田 誠君が6番に、私、大石哲雄が4番に変更します。

暫時休憩します。

---

休憩 午後 2時21分

---

再開 午後 2時27分

---

議長（大石哲雄）

再開します。

ただいま私が議長に就任したため副議長が欠けました。

お諮りします。

上富田町議会副議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、上富田町議会副議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行うことに決しました。

---

#### 追加日程第3 選挙第2号

議長（大石哲雄）

追加日程第3 選挙第2号 上富田町議会副議長の選挙を行います。

この際、暫時休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

---

休憩 午後 2時28分

---

再開 午後 2時33分

---

議長（大石哲雄）

再開します。

事務局より、上富田町議会副議長の選挙についてを朗読させます。

事務局長。

議会事務局長(平田隆文)

朗読します。

選挙第2号、上富田町議会副議長の選挙について、地方自治法第103条第1項の規定により、上富田町議会副議長の選挙を行う。

平成24年5月16日、上富田町議会議長。

以上です。

議長(大石哲雄)

選挙の方法は、指名推選と単記無記名投票がございます。いかがいたしますか。

(「単記無記名」と呼ぶ者あり)

議長(大石哲雄)

単記無記名投票でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

副議長選挙は、単記無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(大石哲雄)

ただいまの出席議員は11名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

議長(大石哲雄)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(大石哲雄)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。

議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

( 議会事務局長点呼、投票 )

議長 ( 大石哲雄 )

投票漏れはございませんか。

( 「なし」の声あり )

議長 ( 大石哲雄 )

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に 7 番、沖田公子君と 1 1 番、吉田盛彦君を指名いたします。

開票の立ち会いをお願いします。

( 開票 )

議長 ( 大石哲雄 )

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票 7 票、無効投票 4 票。

有効投票中、畑山 豊君 6 票、井濶 治君 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、2 票です。したがって、畑山 豊君が上富田町議会副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

( 議場閉鎖 )

議長 ( 大石哲雄 )

ただいま上富田町議会副議長に当選されました畑山 豊君が議場におられますので、本席から、会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により告知いたします。

副議長に畑山 豊君がなられました。

新副議長さんに就任のごあいさつをお願いいたします。

副議長 ( 畑山 豊 )

副議長就任について、ひとことごあいさつを申し上げます。

このたびの町議会臨時会におきまして副議長に推挙をいただき、その責務の重さに身が引き締まる思いであります。地域主権の時代を迎え、議会の役割が一層増していることは紛れもない事実です。山積している上富田町の課題解決に向け十分な議論を行い、そして開かれた議会を目標に議長ともども精進をしていく所存でございます。皆様方の

ご協力を心よりお願い申し上げます。

意を尽くせませんが、就任のごあいさつとさせていただきたいと思います。よろしく  
お願いいたします。

議長（大石哲雄）

当局の方に申し上げます。

これからの議事につきましては議会の構成でございますので、退席をしていただき、  
構成が終わりましたら再度ご出席をお願いいたします。

暫時休憩します。

---

休憩 午後 2時40分

（執行部退席）

---

再開 午後 2時41分

---

議長（大石哲雄）

再開します。

---

#### 日程第23 選任第1号

議長（大石哲雄）

日程第23 選任第1号、上富田町議会常任委員会委員の選任についてを議題といた  
します。

事務局より朗読させます。

事務局長。

議会事務局長(平田隆文)

朗読いたします。

選任第1号、上富田町議会常任委員会委員の選任について、上富田町議会委員会条例  
第7条第1項の規定により、上富田町議会常任委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、総務教育常任委員会6名、産業民生常任委員会6名。

平成24年5月16日、上富田町議会議長。

以上です。

議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

---

休憩 午後 2時42分

---

再開 午後 2時50分

---

議長（大石哲雄）

再開します。

各常任委員会委員の皆さん方を事務局長より発表いたします。

事務局長。

議会事務局長(平田隆文)

発表いたします。

まず、総務教育常任委員会、2番、木村政子議員さん、3番、三浦耕一議員さん、4番、大石哲雄議員さん、5番、畑山 豊議員さん、11番、吉田盛彦議員さん、12番、井濶 治議員さん、以上の6名です。

続きまして、産業民生常任委員会、1番、山本明生議員さん、4番、大石哲雄議員さん、6番、奥田 誠議員さん、7番、沖田公子議員さん、8番、榎本 敏議員さん、9番、木本眞次議員さん、以上です。

議長（大石哲雄）

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、ただいま事務局より発表したとおり指名いたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の選任については、ただいま発表しましたとおり決定いたしました。よろしくお願いを申し上げます。

暫時休憩しますので、それぞれの委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いいたします。

委員会は第1委員会室で順次お願いいたします。

初めに総務教育常任委員会、それが終わってから産業民生常任委員会の順でお願いいたします。

では、暫時休憩をいたします。

---

休憩 午後 2時51分

(委員長・副委員長の選出)

---

再開 午後 2時58分

---

議長（大石哲雄）

再開します。

委員長、副委員長の発表をいたします。

総務教育常任委員長に2番、木村政子君、副委員長に11番、吉田盛彦君、産業民生常任委員長に1番、山本明生君、副委員長に7番、沖田公子君、以上のとおり選出されました。よろしくお願いを申し上げます。

---

#### 日程第24 選任第2号

議長（大石哲雄）

日程第24 選任第2号、上富田町議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局より朗読をさせます。

議会事務局長(平田隆文)

朗読いたします。

選任第2号、上富田町議会運営委員会委員の選任について、上富田町議会委員会条例第7条第1項の規定により、上富田町議会運営委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、6名。

平成24年5月16日、上富田町議会議長。

以上です。

議長（大石哲雄）

委員の選任につきまして、いかがいたしましょうか。

(「議長一任」と呼ぶ者あり)

議長（大石哲雄）

議長一任の声があります。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

議長一任といたします。

暫時休憩をします。

---

休憩 午後 3時00分

---

再開 午後 3時01分

---

議長（大石哲雄）

再開します。

議会運営委員会委員に、1番、山本明生君、2番、木村政子君、6番、奥田 誠君、9番、木本眞次君、11番、吉田盛彦君、12番、井澗 治君を委員会条例第7条第1項の規定により指名します。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任については、ただいま発表しましたとおり決定いたしました。よろしくお願いを申し上げます。

暫時休憩をいたしますので、委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いいたします。

暫時休憩します。

---

休憩 午後 3時01分

（委員長・副委員長の選出）

---

再開 午後 3時04分

---

議長（大石哲雄）

再開します。

委員長、副委員長の発表をいたします。

議会運営委員会委員長に6番、奥田 誠君、副委員長に1番、山本明生君が選出されました。よろしくお願いを申し上げます。

---

日程第 2 5 選任第 3 号

議長（大石哲雄）

日程第 2 5 選任第 3 号、上富田町議会特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

議会事務局長(平田隆文)

朗読いたします。

選任第 3 号、上富田町議会特別委員会委員の選任について、上富田町議会委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、上富田町議会高速道路対策特別委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、6 名。

平成 2 4 年 5 月 1 6 日、上富田町議会議長。

以上です。

議長（大石哲雄）

委員の選任につきまして、いかがいたしましょうか。

（「議長一任」と呼ぶ者あり）

議長（大石哲雄）

議長一任の声があります。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

議長一任とします。

暫時休憩します。

---

休憩 午後 3 時 0 5 分

---

再開 午後 3 時 1 1 分

---

議長（大石哲雄）

再開します。

高速道路対策特別委員会委員に、2 番、木村政子君、3 番、三浦耕一君、5 番、畑山

豊君、6番、奥田 誠君、8番、榎本 敏君、11番、吉田盛彦君を委員会条例第7条第1項の規定により指名します。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、高速道路対策特別委員会委員の選任については、ただいま発表いたしましたとおり決定をいたしました。よろしくお願いを申し上げます。

暫時休憩をしますので、委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いいたします。

暫時休憩します。

---

休憩 午後 3時12分

(委員長・副委員長の選出)

---

再開 午後 3時16分

---

議長(大石哲雄)

再開します。

委員長、副委員長の発表をいたします。

高速道路対策特別委員会委員長に3番、三浦耕一君、副委員長に11番、吉田盛彦君が選出されました。よろしくお願いを申し上げます。

---

#### 日程第26 選任第4号

議長(大石哲雄)

日程第26 選任第4号、上富田町議会特別委員会委員の選任についてを議題とします。

事務局より朗読させます。

議会事務局長(平田隆文)

朗読いたします。

選任第4号、上富田町議会特別委員会委員の選任について、上富田町議会委員会条例第7条第1項の規定により、上富田町議会広報特別委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、6名。

平成24年5月16日、上富田町議会議長。

以上です。

議長（大石哲雄）

委員の選任につきまして、いかがいたしましょうか。

（「議長一任」と呼ぶ者あり）

議長（大石哲雄）

議長一任の声があります。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

議長一任とします。

暫時休憩をします。

---

休憩 午後 3時17分

---

再開 午後 3時17分

---

議長（大石哲雄）

再開します。

議会広報特別委員会委員に、1番、山本明生君、3番、三浦耕一君、7番、沖田公子君、8番、榎本 敏君、9番、木本眞次君、12番、井濶 治君を委員会条例第7条第1項の規定により指名いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員の選任については、ただいま発表しましたとおり決定いたしました。よろしくお願いを申し上げます。

暫時休憩しますので、委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いいたしたいと思います。

暫時休憩します。

---

休憩 午後 3時18分

(委員長・副委員長の選出)

---

再開 午後 3時22分

---

議長（大石哲雄）

再開します。

委員長、副委員長の発表をします。

議会広報特別委員会委員長に9番、木本眞次君、副委員長に7番、沖田公子君が選出されました。よろしくお願いを申し上げます。

---

### 日程第27 選挙第3号

議長（大石哲雄）

日程第27 選挙第3号、富田川衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

あらかじめ配付しております議案書は選挙第1号となっておりますが、追加日程として議長選挙が選挙第1号、副議長選挙が選挙第2号となりましたので、順序が繰り下げとなり、選挙第3号となっております。

以下の選挙番号につきましても順序が繰り下げとなりますので、ご了解ください。

事務局より朗読させます。

事務局長。

議会事務局長(平田隆文)

朗読いたします。

選挙第3号、富田川衛生施設組合議会議員の選挙について、富田川衛生施設組合同規約第5条第2項の規定により、組合議会の議員の選挙を行う。

選挙すべき数、4名。

平成24年5月16日、上富田町議会議長。

以上です。

議長（大石哲雄）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

暫時休憩します。

---

休憩 午後 3時24分

---

再開 午後 3時25分

---

議長（大石哲雄）

再開します。

指名します。

富田川衛生施設組合議会議員に、3番、三浦耕一君、6番、奥田 誠君、11番、吉田盛彦君、12番、井澗 治君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました3番、三浦耕一君、6番、奥田 誠君、11番、吉田盛彦君、12番、井澗 治君を富田川衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました3番、三浦耕一君、6番、奥田 誠君、11番、吉田盛彦君、12番、井澗 治君が富田川衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました3番、三浦耕一君、6番、奥田 誠君、11番、吉田盛彦君、12番、井澗 治君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

---

日程第 2 8 選挙第 4 号

議長（大石哲雄）

日程第 2 8 選挙第 4 号、富田川治水組合議会議員の選挙を行います。

事務局より朗読させます。

事務局長。

議会事務局長(平田隆文)

選挙第 4 号、富田川治水組合議会議員の選挙について、富田川治水組合同規約第 5 条第 2 項の規定により、組合議会の議員の選挙を行う。

選挙すべき数、4 名。

平成 2 4 年 5 月 1 6 日、上富田町議会議長。

以上です。

議長（大石哲雄）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名します。

富田川治水組合議会議員に 2 番、木村政子君、5 番、畑山 豊君、1 1 番、吉田盛彦君、私、大石哲雄を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました 2 番、木村政子君、5 番、畑山 豊君、1 1 番、吉田盛彦君、

私、大石哲雄を富田川治水組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました2番、木村政子君、5番、畑山 豊君、11番、吉田盛彦君、私、大石哲雄が富田川治水組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2番、木村政子君、5番、畑山 豊君、11番、吉田盛彦君、私、大石哲雄が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

---

#### 日程第29 選挙第5号

議長(大石哲雄)

日程第29 選挙第5号、上大中清掃施設組合議会議員の選挙を行います。

事務局より朗読させます。

議会事務局長(平田隆文)

朗読いたします。

選挙第5号、上大中清掃施設組合議会議員の選挙について、上大中清掃施設組合同規約第5条第2項の規定により、組合議会の議員の選挙を行う。

選挙すべき数、4名。

平成24年5月16日、上富田町議会議長。

以上です。

議長(大石哲雄)

暫時休憩します。

---

休憩 午後 3時28分

---

再開 午後 3時29分

---

議長(大石哲雄)

再開します。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名をすることに決しました。

指名いたします。

上大中清掃施設組合議会議員に1番、山本明生君、7番、沖田公子君、8番、榎本敏君、9番、木本眞次君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました1番、山本明生君、7番、沖田公子君、8番、榎本敏君、9番、木本眞次君を上大中清掃施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました1番、山本明生君、7番、沖田公子君、8番、榎本敏君、9番、木本眞次君が上大中清掃施設組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました1番、山本明生君、7番、沖田公子君、8番、榎本敏君、9番、木本眞次君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

---

#### 日程第30 選挙第6号

議長(大石哲雄)

日程第30 選挙第6号、公立紀南病院組合議会議員の選挙を行います。

事務局より朗読させます。

議会事務局長(平田隆文)

朗読いたします。

選挙第6号、公立紀南病院組合議会議員の選挙について、公立紀南病院組合同規約第6条第1項の規定により、組合議会の議員の選挙を行う。

選挙すべき数、2名。

平成24年5月16日、上富田町議会議長。

以上です。

議長(大石哲雄)

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名をすることに決しました。

本件については、申し合わせにより、現議長と前議長、もしくは議長が指名した議員をもって充てることにしますので、よろしくお願いを申し上げます。

指名します。

公立紀南病院組合議会議員に6番、奥田 誠君、私、大石哲雄を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました6番、奥田 誠君、私、大石哲雄を公立紀南病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました6番、奥田 誠君、私、大石哲雄が公立紀南病院組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました6番、奥田 誠君、私、大石哲雄が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

---

### 日程第31 選挙第7号

議長（大石哲雄）

日程第31 選挙第7号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

事務局より朗読させます。

議会事務局長（平田隆文）

朗読いたします。

選挙第7号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、広域連合議会の議員の選挙を行う。

選挙すべき数、1名。

平成24年5月16日、上富田町議会議長。

以上です。

議長（大石哲雄）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員は、前回同様、議長をもって議員に充てたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

それでは、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、大石哲雄を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました私、大石哲雄を和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました私、大石哲雄が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をいたしました。

本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

報告をします。

田辺周辺広域市町村圏組合議会議員につきましては、田辺周辺広域市町村圏組合規約第5条第2項の規定により、議長、大石哲雄、副議長、畑山 豊君が組合議員となりますので、報告いたします。

暫時休憩をいたします。

---

休憩 午後 3時34分

(農業委員会委員の議案配付)

---

再開 午後 3時37分

---

議長(大石哲雄)

再開します。

---

日程第32 推薦第2号

議長(大石哲雄)

日程第32 推薦第1号、上富田町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

議会議務局長(平田隆文)

朗読いたします。

推薦第2号、上富田町農業委員会委員の推薦について、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会推薦の農業委員に下記の者を推薦する。

記。

氏名、山本明生。

住所は、上富田町岡1198番地。

生年月日は、昭和25年11月5日。

平成24年5月16日、上富田町議会議長。

以上です。

議長(大石哲雄)

暫時休憩します。

---

休憩 午後 3時38分

---

再開 午後 3時38分

---

議長(大石哲雄)

再開します。

お諮りします。

本件については、1番、山本明生君の一身上に関する件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により、山本明生君を除斥したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、1番、山本明生君を除斥することに決しました。

山本明生君の退席を求めます。

(1番 山本明生君 退席)

議長(大石哲雄)

お諮りします。

ただいま議題となっております上富田町農業委員会委員に、1番、山本明生君を推薦したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、上富田町農業委員会委員に1番、山本明生君を推薦することに決しました。

(1番 山本明生君 着席)

ただいま1番、山本明生君を上富田町農業委員会委員に推薦することに決定いたしましたので、ご報告をいたします。

---

### 日程第33 選出第1号

議長(大石哲雄)

日程第33 選出第1号、上富田町体育協会理事の選出についてを議題とします。

事務局より朗読させます。

議会事務局長(平田隆文)

朗読いたします。

選出第1号、上富田町体育協会理事の選出について。

選出すべき数、2名。

平成24年5月16日、上富田町議会議長。

以上です。

議長(大石哲雄)

選出につきましては、申し合わせにより議長により指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

議長により指名をします。

上富田町体育協会理事に6番、奥田 誠君、8番、榎本 敏君を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、ただいま発表しましたとおり決しました。  
町当局の出席を求めるため、暫時休憩をします。

---

休憩 午後 3時41分

---

(執行部出席)

再開 午後 3時56分

---

議長(大石哲雄)

再開します。

---

#### 日程第34 議案第38号

議長(大石哲雄)

日程第34 議案第38号、監査委員の選任についての件を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長、小出君。

町長(小出隆道)

議案第38号を説明します。

監査委員の選任についてでございます。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

1名の方は、井上秀男さんです。

上富田町生馬993番地の3、生年月日は昭和13年1月21生まれでございます。

もう1名の方は、奥田 誠さん。

上富田町朝来3831番地、昭和38年11月10日生まれでございます。

平成24年5月16日提出、上富田町長小出隆道。

井上秀男さんにつきましては、平成12年6月10日に初めて監査委員に就任していただいております。任期満了が平成24年6月9日となりますが、適任者であり、引き続き監査委員をお願いしたいと思っております。

議会からは、奥田 誠氏を監査委員をお願いしたいと思っております。

奥田 誠氏は議長経験も積まれており、自治体の財務関係等に詳しい方でございますので、2名の方の選任同意についてよろしくお願いを申し上げます。

議長(大石哲雄)

お諮りします。

本件につきましては、6番、奥田 誠君の一身上に関する件と認められますから、地方自治法第117条の規定により、奥田 誠君を除斥したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、奥田 誠君を除斥することに決しました。

奥田 誠君の退席を求めます。

(6番 奥田 誠君 退席)

議長(大石哲雄)

本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

ご異議なしと認めます。

討論を省略いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第38号、監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

(6番 奥田 誠君 着席)

奥田 誠議員の監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意されましたので、ご報告いたします。

ただいまお手元に配付しておりますとおり、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、高速道路対策特別委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

これらの申し出につきまして日程に追加し、追加日程第4として議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決しました。

---

追加日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について  
議長(大石哲雄)

追加日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

申出書を事務局長に朗読させます。

議会事務局長(平田隆文)

朗読いたします。

平成24年5月16日、上富田町議会議長大石哲雄殿。

総務教育常任委員会委員長木村政子。

閉会中の所管事務調査の申し出について。

本委員会は所管事項のうち下記事項について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出します。

調査事項。

1) 条例改正等について、2) 消防・防災・防犯関係について、3) 防災行政無線について、4) 行政改革について、5) 財政関係について、6) 情報システムについて、7) 総合計画について、8) 地域づくり事業について、9) 商工業の振興について、10) 企業誘致について、11) 大型共同作業場について、12) 情報公開制度について、13) 個人情報保護制度について、14) 地籍調査事業について、15) 住宅新築資金、宅地取得資金について、16) 定住促進住宅について、17) 税務関係について、18) 教育活動の推進について、19) 学校教育施設について、20) 社会教育施設について、21) 生涯学習(教育目標)の推進について、22) 上富田スポーツセンターに

ついて、23)上富田文化会館について、24)国民体育大会について。

2.目的、所管事務調査。

3.方法及び期間、委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は、後日、提出いたします。

以下、委員会名と項目のみを朗読いたします。

産業民生常任委員会委員長山本明生。

調査事項。

1)町建設事業の推進について、2)町道台帳(町道網の整備)について、3)国、県公共土木事業の推進について、4)都市計画について、5)農林水産業について、6)土地改良事業について、7)下排水路、用排水路について、8)災害復旧事業について、9)治山事業について、10)町営住宅について、11)宅地造成事業について、12)水対策について、13)水道事業について、14)下水道事業について、15)農業集落排水事業について、16)合併浄化槽について、17)福祉関係について、18)保育所関係について、19)環境衛生について、20)保健衛生について、21)介護保険について、22)医療保険について。

高速道路対策特別委員会委員長三浦耕一。

調査事項。

1)高速道路について。

議会広報特別委員会委員長木本眞次。

調査事項。

1)議会広報について。

議会運営委員会委員長奥田 誠。

調査事項。

1)議会の運営に関する事項、2)会議規則、委員会条例に関する事項、3)議長の諮問に関する事項。

以上であります。

議長(大石哲雄)

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、高速道路対策特別委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

平成24年第1回町議会臨時会を閉会するにあたり、お礼のごあいさつを申し上げます。

本臨時議会へ上程しました条例関係4件、補正予算関係10件、繰越明許費繰越計算書2件、人事案件1件、すべてご承認いただきましてまことにありがとうございます。

平成23年度は5月30日で出納閉鎖を行います。職員には、年度初めで仕事量が増えている時期であるが、出納閉鎖事務に支障が出ないように取り組むよう指示しているところでございます。

本議会で、議会の申し合わせによりまして議会構成の変更がございました。前議長の奥田 誠議員、副議長の大石哲雄議員、また各委員会の委員の皆さんにはこの2年間、特に昨年は東日本大震災で支援活動、台風12号による被災を受けましたし、町は従来から生涯学習の推進、保健、福祉の充実、産業振興、生活基盤の整備等に努めています。

その中で、今年になりますけど、なでしこジャパンの合宿誘致や国民健康保険事業の財政健全化に向けての取り組み、また学校施設や町営住宅の耐震化事業等多くの事業にご協力いただきましたことを感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

新たに本議会で、議長さんに大石哲雄議員、副議長に畑山 豊議員さんが就任され、新しい議会構成も決めていただきました。

今、政治は住民に信頼を得られているのか疑問視するところがあります。少なくとも上富田町は、住民の皆さんから信頼を得られるような政治、行政運営を行いたいものでございます。しかし財政状況は厳しく、財政健全化を図ることが急務であります。これも住民の皆さんから理解が得られるような方策が必要です。

上富田町は、住民の皆さんが行政運営に大変協力をしていただいております。例えば、県下最大級の紀州口熊野マラソンやウエスタンリーグへのボランティア活動に参加してくれております。

新しい議会構成となりますが、このように住民の皆さん、議会の皆さん、職員と

も一丸となって上富田町の発展のためにご協力いただけるようお願い申し上げまして、閉会のあいさつとします。今後ともよろしくお願いしておきます。

---

## 閉 会

議長（大石哲雄）

以上をもちまして、本臨時会に付議された事件の議事はすべて終了いたしました。これにて平成24年第1回上富田町議会臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。よって、本臨時会はこれにて閉会することに決しました。これにて平成24年第1回上富田町議会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後 4時08分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長      奥田   誠

上富田町議会議長      大石   哲雄

議事録署名議員      木村   政子

議事録署名議員      三浦   耕一